

# 「ユース・コミュニティづくり応援業務」仕様書 1

## 1 目的

本業務は、家庭や学校に居場所がなく、非行等のいろいろな問題を抱える少年を対象に、地域に密着した居場所（ユース・コミュニティ）を設置し、そこを拠点とした学習支援、体験活動（例 調理・音楽、イベント参加）などの活動を通じて、こうした少年たちが、「自分の居場所や存在価値」を見つけ出すことにより、少年の自立を促し、立ち直りを応援することを目的とする。

## 2 業務期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日

## 3 実施地域及び対象者

(1) 実施地域 京都市・乙訓・南丹地域

(2) 対象者

家庭や学校に居場所がなく、非行等のいろいろな問題(※)を抱える概ね中学生から成人に至るまでの少年。高校を中退された方や中学卒業後、進学されていない方なども含む。

(※) 家庭内暴力、SNS やインターネットでのトラブルなど外見上わからない問題も含む。

## 4 業務内容

(1) 居場所の設置

総括責任者と支援員を各1名以上配置する拠点（以下「居場所」という。）を1箇所設置すること。

出張活動拠点（以下「サテライト」という。）を1箇所以上設置することもできる。

(2) 支援活動

居場所及びサテライトにおいて、以下の支援を少年の状況に応じて実施し、ほっこりする時間を過ごせる活動を企画すること。

ア 少年の状況や学力に応じた相談支援、学習支援

イ 少年のニーズに合った体験活動（調理体験、音楽活動、ボランティア活動や地域イベントへの参加など）

## 5 業務に関する留意事項

(1) 居場所（サテライトを含む）の開設日数

居場所の開設日数及び1回あたりの参加者数の目安は、次のとおりとする。

ア 開設回数 月5回以上（1日あたり4時間以上）

イ 1日あたりの参加者数 2人～6人程度を想定。

（電話やlineなどのやりとりのみではなく、対面での支援を想定。）

ウ 体験活動の内容に応じて、調理室や音楽室等居場所以外での実施も可能とする。

(2) 関係機関との連携

業務の実施に当たっては、京都府が実施する非行少年等立ち直り支援事業の関係機関（児童相談所、学校（教育委員会）、警察署、保護観察所など）と連携して進めること。

また、福祉や就労などの関係支援機関との連携に努めること。

(3) その他

本仕様書に記載の無い事項又は疑義が生じた事項については、協議の上、決定すること。

6 業務の運営体制

業務の実施に当たっては、次の人員を配置すること。また、参加者の状況に応じて適切な人数を配置すること。

(1) 総括責任者

支援員を指揮監督し、業務全体を総括する。(支援員を兼ねることも可能とする。)

(2) 支援員

居場所事業の実施者とし、相談対応や学習支援を行い、支援記録を作成する。

なお、上記(1)、(2)のうち最低1名は、課題を抱える少年の支援実績を有する者を配置すること。

7 業務計画書の作成及び提出

業務の実施に当たっては、居場所及びサテライトの開設場所、開設日、開設時間、配置人員等の業務計画の概要を記載した業務計画書を作成の上、京都府に提出すること。

8 実施状況及び完了の報告

受託者は、定期的に業務の実施状況を報告し、本業務が完了したときは、次の事項を記載した業務完了報告書を提出すること。

(1) 本業務で活動に参加した少年の数及び指導にあたった者の数

(2) 本業務に要した経費の内訳

(3) 本業務での参加者の確保結果(参加者の誘導状況)

(4) 本業務で実施した安全への配慮の内容

(5) 本業務で活動に参加した者の支援記録・変容状況

9 その他の留意事項

(1) 受託者は、本業務が京都府との委託に基づく公的な業務であることを十分認識し、適正な業務及び経費の執行に努めること。

(2) 受託者は本事業を実施するにあたり、利用者の確保や相談対応等支援方法の向上に努めること。

(3) 傷害保険等に加入し、安全に配慮するとともに、感染症予防対策を徹底すること。

(4) 本事業終了後に業務を引き継ぐ必要が生じた場合は、契約期間中に引継期間を設け、京都府又は京都府が指定する者に業務を引き継ぐものとする。

また、契約終了後においても、引継を受けた者からの問い合わせ等に応じられるように努めること。

- (5) 受託者は、本業務について、業務の終了後も含めて、今後、京都府監査委員会や会計検査院の検査対象となる場合があるので、検査に積極的に協力するとともに、業務の報告や必要な資料の提出等の説明責任を果たすこと。
- (6) 受託者は、本業務を実施するに当たり、京都府と十分な打ち合わせを行うとともに、打ち合わせのための資料作成及び議事録等の作成を行うこと。
- (7) 受託者の責めに帰すべき事由により、京都府又は第三者に損害を与えた場合には、受託者がその損害を賠償すること。
- (8) 契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の事業内容については、京都府と受託者で協議して決定すること。
- (9) 受託者は、本業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- (10) 受託者は、本業務を実施する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律その他法令及び本業務委託契約書に記載する個人情報の保護の定めによることとする